

「今後の類型改定」について

資料2

| 項目 | 第1回部会における委員の意見等の概要 | 対応案 | 関連資料 |
|-------------|--|--|------|
| 今後の類型改定について | <p>「達成期間」のイは「直ちに達成」、ロは「5年以内に可及的速やかに達成」、ハは「5年を超える期間で可及的速やかに達成」となっている。また、改定検討の間隔は5年ごとというのも考え合わせると、今回の検討は、今後概ね5年間の目標を検討するという理解でよいのか？</p> <p>5年間という期間は、水質汚濁防止対策の進捗状況や渇水や豊水というような気象変動などを考慮すると、水質データのとりまとめなどの区切りとして適切な期間である。</p> | <p>「これらの類型は、各水域の水質の状況や水辺環境の整備状況等の変化に即応したものであることが望ましいことから、今後も、概ね5年ごとを目途に検討を行うことが適当である。なお、この類型に基づく環境基準の適合状況については、特に河川の場合は豊水や渇水などの気象変動による影響も受けやすいことから、5年程度の経年変化も考慮して解析する必要がある。」</p> <p>以上の趣旨のご意見を部会の検討結果に記載する。</p> <p>今回の類型改定の検討は、「今後、概ね5年間の目標となる類型・達成期間を検討する。」</p> | |